

## 第1回三重県食の安全・安心の確保に関する条例検証検討会（議事概要）

日 時：平成25年12月4日（水）15:20～15:35

場 所：議事堂2階201委員会室

出席者：議長、三重県食の安全・安心の確保に関する条例検証検討会委員7人

資料：第1回 三重県食の安全・安心の確保に関する条例検証検討会 事項書

資料1 三重県食の安全・安心の確保に関する条例検証検討会 委員名簿

資料2 三重県食の安全・安心の確保に関する条例検証検討会 運営要綱

資料3 三重県食の安全・安心の確保に関する条例

**事務局**：それでは、「三重県食の安全・安心の確保に関する条例検証検討会」を開催いたします。なお、当検討会の座長、副座長を決めていただくまで、事務局が司会役を努めさせていただきますのでご了承の程お願いをいたします。開会に先立ちまして、議長から条例検証検討会発足に際しまして、ご挨拶をいただきます。議長よろしく、お願いいたします。

**議長**：本日は、ご多忙の中、お集まりをいただきまして、ありがとうございます。11月28日の本会議におきまして、米穀の産地偽装及び食材の不適切表示の問題に対応すべく、議員提出条例である「三重県食の安全・安心の確保に関する条例」の検証を行うため、三重県議会基本条例第14条第1項の規定に基づく「検討会」を設置したところで、本検討会は、各党派から選出を頂きました、ここにお集まりの7名の委員の皆様で発足をし、本日がその第1回目となるわけでございます。県民の豊かな食生活を通じた健康な暮らしに貢献をし、また、県外から訪れる多くの観光客の皆さんの信頼を得ていくためにも食の安全・安心を確保することは、重要なことであり、そのためには、県民、食品関連事業者、県等すべての関係者の相互理解、連携、協働の下に食品等の安全・安心に対する信頼が確保されることが大切であります。検討会の委員の皆様におかれましては、食の安全・安心の確保について、県民の視点に立ち、スピード感を持って、熱心に調査及び検討を進めていただき、条例の検証にご尽力いただきますよう、心からお願い申し上げます。私からのご挨拶とさせていただきます。

**事務局**：ありがとうございます。議長におかれましては、別途ご予約がありますため、ここでご退席されます。（議長退席）

**事務局：**検討会の運営についてですが、議会基本条例第14条第2項に「検討会に関し必要な事項は、議長が別に定める」と規定されており、資料2のとおり運営要綱が議長により定められましたのでご了知ください。また、第1回目であり正副座長が選出されていませんので、臨時座長により、座長決定までの間、検討会の進行をお願いしたいと存じます。臨時座長には、常任委員会の例により、年長委員をお願いしたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

**委員：**それでは、ご指名を受けましたので、臨時座長を務めさせていただきます。座長の選任をお諮りいたします。座長の選任について、資料2の「運営要綱」第5条第2項において、「委員の互選により選出する。」こととなっています。まず、座長の選出について、いかがいたしましょうか。

**委員：**臨時座長の指名推薦でお願いしたいと思えます。

**委員：**ただいま、臨時座長の指名推薦というお話がございましたが、よろしいでしょうか。それでは、座長に稲垣委員を指名させていただきたいと思えます。いかがでしょうか。異議なしということでございますので、稲垣委員が座長に就任することと決定いたします。それでは、よろしくお願い申し上げます。

**委員：**それでは、進行を続けたいと思えます。副座長の選出につきましては、いかがいたしましょうか。特に、ご意見がなければ、私の方から推薦させていただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。それでは、中嶋委員に副座長をお願いしてよろしいでしょうか。異議なしとのご意見いただきましたので、中嶋委員が本検討会の副座長に就任することと決定いたします。よろしくをお願いいたします。それでは、本検討会の座長就任にあたり、私から一言ご挨拶を申し上げたいと思えます。皆さんからご承認をいただきまして、座長を務めさせていただきます。さきほど、議長の方から「スピード感を持って」という話もありましたので、ぜひ米の偽装の問題、それから、食品の不適切表示と、非常に県政にとっても大きな課題だと思えますので、「スピード感を持って」取り組ませていただきたいと思いますので、ぜひ皆さんのご協力をよろしくお願いいたします。それでは、中嶋副座長からも一言ご挨拶があります。よろしくをお願いいたします。

**委員：**はからずも副座長にご推挙いただきまして、この検討会のサポートをさせていただきたいと思えます。昨年、議員提出条例検証特別委員会で委員長として、この条例自体も検証の対象としましたが、このようなことが起こるとは思っておりませんので、非常に不覚のいたすところでございます。そのリベンジということで、倍返しつもりで頑張りたいと思えます。よろしく申し上げます。

**委員:**ありがとうございます。次に、今後の条例検討会の進め方についてお諮りいたします。

私のほうで考えたスケジュール案がありますので、お配りしたいと思います。(スケジュール案配布) スケジュール案に大きな流れを示させていただきました。議長から「スピード感を持って」というご挨拶があったことも踏まえて、仮に条例の改正に至るのであれば、2月末頃に条例改正案を上程し、3月半ば頃に採決する、ということを想定いたしました。第3回以降につきましては、現時点ではどの程度の開催が必要かが不明瞭ですので、第〇回としています。また、途中でパブリックコメント、関係団体からの意見聴取の期間を1ヶ月程度、設けています。このようなスケジュールで検討会を進めたいと思いますが、いかがでしょうか。それでは、そのように進めたいと思います。なお、特別な対応が必要となりましたら、その都度ご協議申し上げますのでよろしくお願いいたします。次に、次回の検討会の内容につきましては、スケジュール案のとおり、次の項目などについて、執行部から意見聴取を行いたいと思います。意見を聴取する項目としては、今回の米穀の産地偽装及び食材の不適切表示についての経緯、また、これを受けての執行部の動向や国の動向などの現状、現時点までに明らかとなった問題点や課題、また、この問題点や課題に対応するため、本件条例において見直すべき箇所やその理由などがあります。また、本件条例において、第5章で、食の安全・安心の確保に関する施策を調査審議するため、知事の附属機関として、「三重県食の安全・安心確保のための検討会議」を置くこととなっていますので、この検討会議の本件の事象や本件条例に対する意見についても、執行部から報告してもらいたいと思っています。もう1点、前回、さきほど中嶋副座長の方からもありましたが、本条例の執行状況を議員提出条例検証特別委員会のときに検討いただいておりますが、この本条例の執行状況を改めてこの場でも確認もさせていただきたいと思っております。何かご意見ございますでしょうか。よろしいですか。それではそのようにさせていただきます。次回の検討会の日程についてご協議を願いたいと存じます。次回の検討会については、12月17日(火)の10時から開催したいと思います。皆様のご都合はいかがでしょうか。よろしいですか。それでは、12月17日(火)の10時から開催いたします。本日の議題は以上ですが、他に委員の方々からご意見等がございましたら、ご発言をお願いいたします。これで本日の会議は終了とさせていただきます。

(終了)